

## 令和5年度「区民広報紙」提案競技課題について

課題は、「空き家空き地対策」がテーマです。

神戸市西区の特性をふまえて、区民を対象とする「区民広報紙西区版6月号」16面（紙面1面分）を、令和5年度「区民広報紙」版下作成業務委託仕様書に基づき、別紙の課題原稿をもとに制作してください。

### 【紙面制作にあたっての指定事項】

- 制作紙面は、広報紙の規格（タブロイドD判サイズ）に合わせて制作すること。
- 横書き、全てカラーで制作すること。なお、カラーユニバーサルデザインにも配慮すること。
- タイトル・小見出しのコピーは、変更を可能とする。
- 課題原稿に記載している各トピックス（小見出しの内容）は全て盛り込むこと。ただし、意図が損なわれない範囲で原稿を整理することは可能とする。
- 必要に応じて、写真やイラストを追加すること。
- 課題原稿に記載がないことで、追加した方がよいと思われる内容があれば、提案すること。
  - ①空家空地対策の推進  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a92551/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/work/akiya.html>
  - ②神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット  
<https://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/>

【課題原稿（令和5年度「区民広報紙」版下作成業務 提案課題）】

## 区民広報紙 西 6月号

発行 西区役所

受付時間 8:45~17:15 毎週木曜は19:45まで（一部窓口）

〒651-2295 神戸市西区糶台5丁目4-1

☎940-9501（代）FAX991-5546 西区 検索

Instagramアカウント insta\_kobenishi

西区の姿（令和5年5月1日現在）

人口／●●●●●●●●人 世帯数／●●●●●●●●世帯 面積／●●●●●●●●km<sup>2</sup>

### どうしたらいいかわからない空き家、解決しませんか

家は誰も住まなくなると、あっという間に傷みはじめます。換気不足による湿気やカビの発生、雨漏りが主な原因です。数年後、売ったり貸したりしたいと考えたときには、そのまま使用することができず、改修や解体の費用がかさみ、売却査定額が激減している可能性もあります。空き家になったら、早めに対応しましょう。

#### 空き家とは？

空き家というと、廃墟のような家だけではありません。人が住んでいない状態が続いているものも空き家です。

#### 放っておくと、なぜだめなの？

- ・家が倒れたり、屋根や壁の一部が剥がれ落ちたりすると、危険です。誰かにけがをさせた場合など、所有者が責任を問われる可能性も。
- ・不審者の侵入やごみの不法投棄など周辺の治安が悪くなり、火災のリスクも高まります。
- ・雑草や樹木が生い茂り、通行の妨げになったり、害虫が発生したりします。
- ・動物が住み着いてしまい、糞尿などの悪臭の原因になります。

#### （1）まずは、相談を。

「実家を相続したけど使う予定がない」「住みやすい高齢者施設に住み替えたけど、住んでいた家は処分したくない」などの、お悩みはありませんか。不動産の専門家が、無料で相談に応じます。

#### （2）地域で使ってもらおう

誰も住まなくなってしまった空き家でも、新たな活用によって魅力的な場所に生まれ変わることがあります。空き家・空き地を、地域交流や地域の居場所に活用しませんか。

## 「空き家・空き地地域利用バンク」登録・利用の流れ

### ①登録申し込み

物件の「登録申請書」などをすまいるネットに提出

### ②物件登録

物件が利活用するのに適切と判断されると、正式に登録

### ③情報発信

登録情報の一部をホームページに掲載し、物件を利活用したい団体とマッチング

### ④契約

利活用希望団体との条件が一致した場合、契約

## (1)(2)の問い合わせ先

すまいるネット

相談日時 10:00～17:00（水曜・日曜・祝日は定休）

相談方法 来所または電話ですまいるの安心支援センター「すまいるネット」へ

すまいるネット

〒653-0042

神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

☎647-9900 ㊟647-9912